

## 答 申 書 ( 案 )

令和2年4月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫

令和2年3月9日付け環環管第37号をもって諮問のありました「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

- 1 地下構造物による影響のおそれ及び地下水の利用の有無について検討を行い、必要に応じ、影響を受けるおそれのある環境要素を追加すること。
- 2 公園の整備による動物、植物及び生態系への影響を考慮し、影響を受けるおそれのある環境要素の追加の必要性について検討するとともに、必要に応じ計画段階環境配慮の内容を検討し、配慮書に記載すること。
- 3 対象事業の規模や内容、周辺の状況を踏まえ、景観に関する周辺地域への影響について、十分配慮すること。
- 4 大型バス等の車両による周辺への影響が回避・低減されるよう、車両の停車・待機場所等について検討し、配慮書に記載すること。
- 5 影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素について、計画段階環境配慮の検討結果を配慮書に記載すること。
- 6 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

## 答 申 書 ( 案 )

令和2年4月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫

令和2年3月9日付け環環管第38号をもって諮問のありました「西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案」について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

- 1 来庁者用駐車場の整備の有無によって、車両による騒音・振動等の影響を受けるおそれがあるため、周辺環境への影響に配慮すること。また、歩行者等への安全対策等についても検討すること。
- 2 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。また、事業が長期間にわたるため、事業の実施に当たっては社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて環境配慮方針及び内容の見直しを行うこと。